

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

# ベトナム社会主義共和国

## 食品添加物

1. 食品添加物の使用に関する一般規則.....	1
2. 許可食品添加物と食品への最大使用レベル (ML) .....	1
3. 使用許可食品添加物リストの見直しと修正.....	1
4. 食品添加物の表示.....	1
5. 食品添加物の概要/定義のまとめ.....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

2019年8月30日、ベトナム保健省(MOH)は、ベトナムにおける食品添加物の使用に関する規制を更新するため、食品添加物の管理と使用を規制するCircular 24/2019/TT-BYTを発行した。ベトナムは、食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)に準拠した食品添加物の使用を引き続き採用している。また、同通達は、ワイン、乳製品、香辛料、穀類、加工肉、ソース、魚類についても、いくつかの追加の食品添加物を許可している。Circular 24/2019は2019年10月16日に発効し、食品添加物に関するMOHのCircular 27/2012とCircular 8/2015に取って代わった。

## 1. 食品添加物の使用に関する一般規則

Circular 24/2019の第7条では、ベトナムにおける食品添加物の使用が規制されています。したがって、添加物はベトナムで使用が許可されている添加物リストに記載されていなければならない、所定の食品にのみ使用されなければならない。食品に使用される添加物の量は、1種類の食品又は1種類の食品カテゴリーで許可されているMLを超えてはならない。

食品添加物は、技術規則、ベトナムの管轄機関によって公布された立法文書の規定、又は国家基準に規定された技術的及び食品安全の要件を満たさなければならない。適用可能な規則がない場合、ベトナムでは、コーデックス委員会(CAC)、JECFA、地域規格、外国規格等で定められた食品添加物の技術基準及び品質基準の使用が認められている。ベトナムの規制や国際基準がない場合は、製造者基準の使用が認められている。

## 2. 許可食品添加物と食品への最大使用レベル (ML)

ベトナムは、コーデックス食品添加物一般規格(GSFA)STAN 192-1995に準拠した食品中の添加物の使用を引き続き採用している。ベトナムで使用が許可されている食品添加物の全リストは、Circular 24/2019の別添1に記載されており、優良製造規範(GMP)に基づいて使用が許可されている食品添加物のリストは、同サーキュラーの別添3に記載されている。

Circular 24/2019 の別添 2A には、GSFA に従って食品への使用が許可されている添加物とその最大使用レベル(ML)が記載されている。更に、このサーキュラーでは、ワイン、乳製品、香辛料、シリアル、加工肉、ソース、魚等、現在コーデックス規格では採用されていない添加物の追加使用が認められている。GSFAで規定されていない添加物とMLのリストは、Circular 24/2019の別添2Bに記載されている。

## 3. 使用許可食品添加物リストの見直しと修正

ベトナム食品局(VFA)は、2年毎に、又はコーデックス委員会(CAC)の更新や添加物や食品の製造・取引に関わる利害関係者の要請に応じて、ベトナムでの使用を許可されている食品添加物リストの修正を提案することができます。

## 4. 食品添加物の表示

共同通知No. 34/2014/TTLT-BYT-BNNPTNT-BCTで規定されている一般的な表示要件に加えて、食品添加物は次のように表示する必要がある。

- クラス名及び国際コード(ある場合)が、食品添加物の名称に併記される必要がある。
- 2つ以上の食品添加物が包装食品に含まれている場合は、それらの名称を重量順にリストする必要がある。
- 「食品に使用」という語句(ベトナム語でDùng cho thực phẩm)を、食品添加物の名前の下に、高さが2ミリメートル以上の太字で明確に記載する必要がある。

## 5. 食品添加物の概要/定義のまとめ

	概要/定義	参照
関連法規	食品安全法 No. 55/2010/QH12 保健省 Circular No.24/2019/TT-BYT (No.27/2012/TT-BYT、No. 8//2015/TT-BYT、及び No. 2/VMHN-BYT を廃止)	
食品添加物の定義	食品添加物は、食品安全法において、以下の通り、定義されている： 『食品添加物とは、栄養価に関係なく、生産過程において、食品の特性の保持または改良を目的に食品に意図的に添加する物質である。』	食品安全法 No. 55/2010/QH12 第2条
加工助剤	『加工助剤とは、食品原料あるいは食品成分の加工過程において、技術的目的を達成する目的で意図的に使用される物質で、食品から除去可能なものと食品内に残渣するものがある。』	
香料	『香料とは、食品に添加し、食品の香味を変化させ、或いはぞうきょうする物質である。』 FAO/WHO 合同食品添加物専門家委員会 (JECFA)により、推定摂取量又は1日の許容摂取量 (ADI) で安全であると評価・決定された香料の使用が認められている。これらの香料は、同一性と純度に関する技術的要求事項を満たし、香料の使用を指導する国家規格 TCVN 6417:2010 に準拠していなければならない。	保健省 Circular No.24/2019/TT-BYT
キャリアオーバー	記載なし	
指定添加物機能分類	pH 調整剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、人工甘味料、充填剤、着色料、保色剤、乳化剤、酵素、固化剤、風味増強剤、小麦粉処理剤、発泡剤、光沢剤、湿潤剤、加工デンプン、保存料、噴射剤、膨張剤、金属イオン封鎖剤、安定剤、増粘剤を含む	保健省 Circular No.24/2019/TT-BYT
添加物リスト及び食品中最大値	保健省 Circular No.24/2019/TT-BYT 別添 1、2A、2B、及び 3	
天然香料基原物質リスト	ベトナムは該当するリストを作成していない	
一般に食品として飲用または飲料用に供され、また食品添加物としても使用される物質のリスト		
ネガティブリスト		
食品添加物の規格、重量及びサイズ、汚	<b>食品添加物に関する国家技術規則：</b> • 風味増強剤 QCVN 4-1:2010/BYT – national technical regulations on food additives – flavor enhancer	

<p>染物質、分析及びサンプリング方法、食品添加物の製造規格</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保湿剤 QCVN 4-2:2010/BYT – national technical regulations on food additives – humectant</li> <li>• 膨張剤 QCVN 4-3:2010/BYT – national technical regulations on food additives – raising agent</li> <li>• 固結防止剤 QCVN 4-4:2010/BYT – national technical regulations on food additives – anticaking agent</li> <li>• 保色剤 QCVN 4-5:2010/BYT – national technical regulations on food additives – colour retention agent</li> <li>• 酸化防止剤 QCVN 4-6:2010/BYT – national technical regulations on food additives – antioxidant agent</li> <li>• 発泡剤 QCVN 4-23:2011/BYT – national technical regulations on food additives – foaming agent</li> <li>• 人工甘味料 QCVN 4-8:2010/BYT – national technical regulations on food additives – artificial sweetener</li> <li>• 固化剤 QCVN 4-9:2010/BYT – national technical regulations on food additives – firming agent</li> <li>• 着色料 QCVN 4-9:2010/BYT – national technical regulations on food additives – colours</li> <li>• pH 調整剤 QCVN 4-11:2010/BYT – national technical regulations on food additives – acidity regulator</li> <li>• 保存料 QCVN 4-12:2010/BYT – national technical regulations on food additives – preservative</li> <li>• 安定剤 QCVN 4-13:2010/BYT – national technical regulations on food additives – stabilizer</li> <li>• 金属イオン封鎖剤 QCVN 4-14:2010/BYT – national technical regulations on food additives – sequestrant</li> <li>• 小麦粉処理剤 QCVN 4-15:2010/BYT – national technical regulations on food additives – flour treatment agent</li> <li>• 増量剤 QCVN 4-16:2010/BYT – national technical regulations on food additives – bulking agent</li> <li>• 噴射剤 QCVN 4-17:2010/BYT – national technical regulations on food additives – propellant</li> <li>• 加エデンプン QCVN 4-18:2011/BYT – national technical regulations on food additives – modified starch</li> <li>• 酵素 QCVN 4-19:2010/BYT – national technical regulations on food additives – enzyme</li> <li>• 光沢剤 QCVN 4-20:2011/BYT – national technical regulations on food additives – glazing agent</li> <li>• 増粘剤 QCVN 4-21:2011/BYT – national technical regulations on food additives – thickener</li> <li>• 乳化剤 QCVN 4-22:2011/BYT – national technical regulations on food additives – emulsifier</li> </ul>
------------------------------------	--